

「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の概要

1 実施基準策定の経緯

消防機関による救急搬送において、傷病者を受け入れる医療機関が速やかに決定せず受入照会回数が多数に及んだり医療機関収容までの時間が遅延するなどの事案が全国各地で発生し社会問題となっています。

こうした状況を受けて平成21年に消防法の一部が改正され、県に対し消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)を策定することが義務づけられました。

本県では、消防機関の職員や医療機関の医師等で構成される「福島県傷病者搬送受入協議会」を設置し、当協議会の意見を踏まえて実施基準を策定しました。

2 実施基準策定の目的

地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することを目的としています。

3 実施基準の主な内容

- (1) 傷病者の症状に応じて医療機関を分類し、各分類に該当する医療機関を定めました。
- (2) 消防機関が傷病者を観察し、搬送先医療機関を選定し、医療機関に傷病者の状況を伝達するための基準を定めました。
- (3) 搬送先医療機関が速やかに決定されない場合に、受入医療機関を確保するための基準を地域ごとに定めました。

4 実施基準の取扱い

(1) 消防機関は遵守義務

消防法第35条の7第1項により「消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。」とされています。

(2) 医療機関は努力義務

消防法第35条の7第2項により「医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。」とされています。

5 実施基準の施行日

実施基準の施行日は、平成23年1月1日とします。

6 実施基準の見直し

実施基準を有効なものとして機能継続させるため、消防機関による搬送と医療機関による受入れの状況を調査・分析し、県協議会の意見を踏まえ、適宜見直しを行うこととしています。

7 協議機関

実施基準の策定に際し協議や連絡調整を行うため協議会等を設置しました。

(1) 福島県傷病者搬送受入協議会

実施基準全体に関する協議や連絡調整を行うための全県レベルの協議会です。

(2) 搬送及び受入実施基準等検討部会

実施基準に関する専門的事項を検討するための専門部会です。

(3) 地域傷病者搬送受入体制検討会

各地域の医療提供体制等の状況を踏まえた協議や連絡調整を行うため救命救急センター単位で設置した地域検討会です。